

青森県報

号外第六十五号

平成二十七年
七月三日
(金曜日)

目次

規則

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則… (建築住宅課) … 一

規則

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十七年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第二条 省令第五條第四項に規定する規則で定める書類は、耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類等)

第三条 省令第二十八條第二項に規定する規則で定める書類は、法第十七條第一項の建築物の耐震改修の計画が同条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 省令第二十八條第二項の規定にかかわらず、法第十七條第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項に規定する計画の認定を受けようとする同条第一項の建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第二十八條第二項に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類等)

第四条 省令第三十三條第一項に規定する建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として規則で定めるもの及び同条第二項第二号に規定する建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類として規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 省令第五條第一項第一号に規定する耐震診断資格者その他知事が指定する者(以下「耐震診断資格者等」という。)が記載した既存建築物現況調査(別記様式)

二 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十三條第二項第一号に規定する規則で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、建築物が法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

3 省令第三十三條第二項第一号の規定にかかわらず、法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の規定により同号に掲げる方法により認定の申請をしようとする者は、同号に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類等)

第五条 省令第三十七條第一項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 耐震診断資格者等が記載した既存建築物現況調査

二 区分所有建築物が法第二十五條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類

三 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十七條第一項の規定にかかわらず、法第二十五條第二項の認定を受けよ

つとめる区分所有建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第三十七条第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条、第5条関係）

（表）

既存建築物現況調査

青森県知事

殿

調査者 住所
氏名

氏名

年 月 日

印

この調査に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 調査者に関する事項	
氏名及び資格	氏名 () 建築士 () 登録第 () 号
勤務先	建築士事務所の名称 () 登録第 () 号 () 建築士事務所 () 登録第 () 号 建築士事務所の所在地 連絡先電話番号
2 建築物等の概要	
所有者の住所及び氏名	住所 氏名
地名	
地番	
階数	地上 階 地下 階 塔屋 階
延べ面積	m ²
建築面積	m ²
構造	造 一部 造
用途	
3 建築物等の耐震関係規定等への適合状況	
耐震関係規定に適合するものとして建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第22条第2項の認定を受けようとする建築物である場合	2の建築物は、耐震関係規定に <input type="checkbox"/> 適合している。 <input type="checkbox"/> 適合していない。
法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物である場合	2の建築物は、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に <input type="checkbox"/> 適合している。 <input type="checkbox"/> 適合していない。
法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物である場合	2の区分所有建築物は、法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に <input type="checkbox"/> 適合している。 <input type="checkbox"/> 適合していない。

注1 該当する□には、レ印を記入すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

4 現況調査の実施状況

(数)

調査結果	調査項目		不具合箇所の有無	不具合内容
	調査項目	不具合箇所の有無	不具合内容	
調査状況	地盤の沈下等による不陸、傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	塀、柵等の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし		
	擁壁の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし		
	看板、広告塔等の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし		
	基礎の沈下、劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	土台の沈下、劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	躯体(外壁)の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	外壁仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	屋根の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	躯体(内壁)の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	内壁仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	躯体(床)の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	床仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	躯体(天井)の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	天井仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
バルコニー等の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし			
階段の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし			
その他の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし			
調査結果	<input type="checkbox"/> 耐震性能が低下するような著しい劣化、損傷等なし <input type="checkbox"/> 耐震性能が低下するような著しい劣化、損傷等あり			
備考				

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭